

## 教育委員会会議録

開会の日時	令和6年10月28日 午後7時30分
閉会の日時	令和6年10月28日 午後7時45分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名する委員氏名	中村 文大・右京 博巳
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 中川 靖美 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 志賀 幸代 学校教育課副参事 木下 真理 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 久保 直紀 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第40号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について 議案第41号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について 議案第42号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について 議案第43号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について
会議の要旨	別添のとおり

## 教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 右京委員、駒田委員を指名

会議に付する案件

議案第 40 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

議案第 41 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について

議案第 42 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について

議案第 43 号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について

## 教育長報告

議事に入る前に私の方から報告をさせていただきます。

前回の教育委員会からの報告をします。

運動会は、小学校 18 校とすべての中学校で終了しました。練習中や本番での大きな事故もなく実施していただいたようです。最終は 11 月 2 日開催予定の中島小・明倫小・宮山小・上野小学校の 4 校となっています。また、幼稚園の運動会も 2 園ともに終了しました。

修学旅行は、小学校 6 校とすべての中学校で終了しました。最終出発予定は 11 月 14 日の明倫小・宮山小・四郷小学校です。

10 月 12 日開催の伊勢まつりに、小学生鼓笛パレードに 6 校 321 人が素晴らしい演奏を披露しました。また、中学生による吹奏楽演奏会には、5 校 147 人が素晴らしい演奏を披露しました。

10 月 6 日には、伊勢市環境フェアのごみゼロポスターコンクールで市内の小中学生が表彰されました。

令和 7 年度の小中学校の校長任用選考 2 次試験が、11 月 5・6 日にあり、伊勢市からは、13 名の教頭等が受験します。教頭任用選考 2 次試験は、11 月 14・15 日にあります。伊勢市からは、11 名が受験します。全員が合格してくれることを期待しています。

以上、私からの報告は終わります。

## 教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 40 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、伊勢市学習等供用施設のうち西豊浜町上区町民会館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 社会教育課長

それでは、ご審議いただきます「伊勢市学習等供用施設条例の一部改正」について、ご説明させていただきます。

今回の改正は、市の学習等供用施設として設置しております「西豊浜町上区町民会館」につきまして、市の施設としての用途を廃止することとなったため、条例を一部改正しようとするものでございます。

西豊浜町上区地区におきましては、この町民会館のほかに地元所有の公民館がありまして、この度その公民館を新築することとなり、学習等供用施設の機能を合わせ持った施設となることから、本施設を廃止するものでございます。

このことから、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について、ご説明させていただきました。

何卒ご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

## 教育長

ご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第40号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

## 教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第40号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## 教育長

続きまして「議案第41号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

4ページをご覧ください。

これは、伊勢市立公民館の指定管理者を指定することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 社会教育課長

それでは、ご審議いただきます「伊勢市立公民館の指定管理者の指定」について、ご説明させていただきます。

これは、市立公民館に指定管理制度を継続して導入することに伴い、地元自治会により指定管理者の指定の申し出がありましたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、伊勢市立公民館の12施設において指定管理者の指定をしようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間行うものとなります。

ただし、これらの施設は公共施設等総合管理計画に基づき、地元自治会等への譲渡を進めておりますので、譲渡等の手続きが整い、施設が廃止された場合は、指定期間は廃止の日までとなります。

以上、伊勢市立公民館の指定管理者の指定についてご説明させていただきました。

何卒ご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 教育長

ただいま社会教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

## 教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第41号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

## 教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第41号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## 教育長

つづきまして、「議案第42号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

8ページをご覧ください。

これは、伊勢市学習等供用施設の指定管理者を指定することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 社会教育課長

それでは、ご審議いただきます「伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定」について、ご説明させていただきます。

これは、学習等供用施設に指定管理制度を継続して導入することに伴い、地元自治会により指定管理者の指定の申し出がありましたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、伊勢市学習等供用施設の19施設において指定管理者の指定をしようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間行うものとなります。

ただし、これらの施設は公共施設等総合管理計画に基づき、地元自治会等への譲渡を進めておりますので、譲渡等の手続きが整い施設が廃止された場合は、指定期間は、廃止の日までとなります。

以上、伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきました。

何卒ご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

## 教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第42号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

## 教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第42号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## 教育長

つづきまして、「議案第43号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

13ページをご覧ください。

これは、伊勢市小俣児童体育館の指定管理者を指定することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## スポーツ課長

それでは、ご審議いただきます「伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定」について、ご説明させていただきます。

これは、伊勢市小俣児童体育館に指定管理制度を継続して導入することに伴い、地元自治会により指定管理者の指定の申し出がありましたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間行うものとなります。

以上、伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定についてご説明させていただきました。

何卒ご審議賜りますようお願い申し上げます。

## 教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

## 教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第42号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

## 教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第42号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

## 教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

## 教育長

これもちまして教育委員会を閉会いたします。